

## 本巢市庁舎建設基本設計（案）に対するパブリックコメント結果について

本巢市庁舎建設基本設計を策定するにあたり、案を公表し、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

お寄せいただいたご意見と本巢市の考え方は以下のとおりです。

なお、提出いただいたご意見は、意見の趣旨を損なわない程度に要約しています。

○意見募集期間 令和3年7月16日 ～ 令和3年8月16日

○意見提出者数 1名

No.	ご意見の概要	市の考え
1	<p>市民参加と市民の意思で決める機会がないまま、計画が進められており、納得できません。</p> <p>新型コロナウイルス対応で、巨額の国県市町村の財政が必要となり、多くの市民の暮らしがひっ迫する中、今、新庁舎建設に多額の税金を使う事にも疑問を感じます。今は、市民の暮らしを直接支える事を優先すべきではないでしょうか。生活に直接かわる水道料金の値上げなど提案されていますが、本末転倒の施策が進められていると感じます。</p> <p>現在の地域密着型の分庁舎方式が市庁舎統合で失われる事が予測されるにも関わらず、そのデメリットを補完する具体的な対応策が示されないままであることにも大きな危惧を抱きます。</p> <p>よって、計画の再考を強く要請します。</p>	<p>分庁方式での行政運営につきましては、4庁舎分の膨大な維持管理費が必要となることや、部局の分散により市民のみなさまに庁舎間を移動していただいております、ワンストップサービスとは程遠い状況であること、災害などが起こった際には、災害対策本部の設置、災害対応や情報の集約に時間を要すること等が課題となっています。</p> <p>これらを解決することに加え、今後様々な要因により財政が苦しくなると見込まれる中で、いずれ実施することとなる庁舎の建替えを全ての庁舎で行うことは、財政面から不可能と考えております。</p> <p>そのため令和5年度が期限とされている合併特例債が活用できるこの期間に、統合した新庁舎を整備する必要があると考えております。</p> <p>この、合併特例債は元利償還金の70%が、地方交付税算定額の対象に含まれ、将来の市民負担の軽減という点において大変有利な起債で</p>

		<p>あり、これを活用できない場合は、庁舎建設に係る費用は市が単独負担することとなります。</p> <p>庁舎建設費用については、実施設計において、必要な機能や設備等を十分に精査し、出来得る限りの事業費縮減に努めてまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様からの意見も伺いながら、広報もとず、ホームページにおきましても特集ページを設けるなどし、本事業を進めてまいりたいと考えております。</p>
--	--	---